

**資源ごみの持ち去り行為の禁止に関する  
「明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の一部改正について**

### 1 条例改正の概要

資源ごみの持ち去り行為の禁止は、循環型社会の構築、安心安全のまちづくりに寄与するものであることから、ごみステーション等から資源ごみの持ち去り行為の禁止を図るべく「明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の一部を改正しようとするものです。

### 2 条例改正の骨子

条 例（規定する主な内容）

項 目	内 容
持ち去り行為（収集及び運搬）の禁止	市及び市長が指定する者等以外は、ごみステーション等の所定の場所に排出した一般廃棄物のうち規則で定める物について、無断で持ち去る行為を禁止することを明記します。
禁止命令等	市長は持ち去り行為を行った者に対し、持ち去り行為を行わないよう勧告、公表等の段階を踏んだ行政手続きを行うよう明記します。
罰 則	違反者が市の命令に従わない場合、20万円以下の罰金に処することができるよう明記します。
両罰規定	法人等の従業者等が違反行為をした場合は、違反行為を行った者を罰するほか、法人等にも罰則を科すことができるよう明記します。

### 3 環境審議会及び市民からの意見と市の考え方（※次ページ参照）

#### (1) 環境審議会及び市民からの意見

資源ごみの持ち去りを禁止する対象について、粗大ごみについても市内のごみステーションより持ち去られる事案が発生していることから対象とするようご意見等をいただきました。

#### (2) 市の考え方

規制する対象は、ごみステーション等の所定の場所に排出される資源ごみと位置づけていることから、粗大ごみにつきましても、家庭用電気製品、敷物類、家具類などの資源ごみを規則へ反映いたします。

### 4 県内の状況

神戸市、芦屋市、加古川市、赤穂市、宝塚市、篠山市の6市が条例で、持ち去り行為を禁止しています。

### 5 今後について

12月	12月議会（議案提出）
1月～3月	周知（啓発チラシ、リーフレット作成、広報紙・ホームページ掲載等）
4月1日	条例施行

**資源ごみの持ち去り行為の禁止に関する「明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」  
の一部改正（素案）に係る環境審議会の提言及びパブリックコメント実施結果**

明石市では、「明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の一部改正（素案）に係る環境審議会の開催及びパブリックコメント実施したところ、貴重なご意見等をいただき、ありがとうございました。いただいたご意見等に対する市の考え方は以下のとおりです。

**1 第61回 環境審議会の提言**

① 開催日：平成29年5月29日

② 提言と市の考え方

No	環境審議会からの提言	市の考え方（案）
1	粗大ごみについても、市内のごみステーションから持ち去られる事案が発生していることから、持ち去りする対象としてはどうか。	規制する対象は、ごみステーションに排出される資源ごみ(再生資源)と位置づけていることから、粗大ごみにつきましても、あらたに家庭用電気製品、敷物類、家具類などの資源ごみを規則に反映します。
2	ごみ処理や分別にかかるコストは、税金で賄っており、製造者にも協力してもらいコストの分散化を図ってはどうか。	同条例第3条では、事業者の責務として、製造、加工、販売等の事業活動によって生じた廃棄物の再生利用を図り、生じた廃棄物を自らの責任において処分しなければならないとあります。また、事業者は、一般廃棄物の減量等に関し市の施策に協力しなければならないとあります。そのため、事業者に対し、今後も継続してごみ減量等の要請を行います。
3	持ち去る人を見かけても、地域住民だけでは対応するのは難しいので、警察と連携してはどうか。	地域住民が、持ち去り行為を発見した場合、トラブルを避けるため直接注意は行わず、車両ナンバー・車種、人数等を記録し本市に連絡していただくよう啓発に努めます。 また、近年、法人等が営利目的で組織的に行っているケースもあり、パトロール、指導等の行政単独の対応では限界があることから、警察と連携しパトロール等の強化に努めます。

## 2 パブリックコメントの実施結果

- ① 実施機関：平成29年6月15日(木)から平成29年7月14日(金)
- ② 意見提出状況：人数9人、件数9件
- ③ 意見と市の考え方

No	区分	意見	市の考え方
1	持ち去り行為の禁止	<p>10年程前は、粗大ゴミ置場で軽トラの荷台に積み込んでいるのをよく見かけました。又、軽トラの窓を開け徐行しながら品定めをし、すばやくアルミ缶を積み込んでいました。そんな事もあり、私の町内では、数年前から子供同好会や高年クラブが廃品回収を業者に頼み月4回自宅前に出すため、市のゴミに出す量はかなり減っていると思います。資源ゴミ持ち去り禁止条例は賛成します。決まれば車のナンバーを覚えて連絡したり協力できる事もあると思います。</p>	<p>資源ごみの持ち去り行為は、市民の皆さんの分別意識の低下や、ごみの減量、リサイクルの推進にも影響を及ぼすうえ、市の歳入の減少にも繋がることから、資源ごみの持ち去り行為の禁止に関する条例の制定に向けて取り組んでいきます。</p> <p>また、ご指摘のとおり、万一、資源ごみの持ち去り行為に遭遇した場合は、トラブルを避けるため直接注意は行わず、車両ナンバー・車種・人数等を記録し本市にご連絡していただくようお願いいたします。</p>
2	持ち去り行為の禁止	<p>当〇〇会は、数十年前から自治会活動の中で、子供会が中心となり子どもと親が毎月、新聞、雑誌、ダンボール等を収集し、業者に売却、子ども会活動の費用としていた経緯がある。現在は、共働き家庭が多く、子ども会の組織もない、また地域全体に高齢者、特に一人住まいの後期高齢者が増加、地域でのボランティアとして「〇〇会」を立ち上げ自治会活動に参加しにくい高齢者の方々のお世話に当たっている。その活動資金の一部とするため、当自治会会員の方々に説明をし、協力を得て「〇〇会」の活動資金としてアルミ缶収集にボランティア数名が協力、便宜上ゴミステーションに出してもらった缶からアルミ缶を選別し、別の場所に保管、専門業者に引き取ってもらっている。この行為が今回の持ち去り行為の禁止に当たるのかどうか判断を願いたい。</p>	<p>資源ごみを持ち去る行為の禁止は、市又は市長が指定する者以外の者が、市が指定するゴミステーションより、資源ごみを持ち去る行為を禁止するために条例の制定を行うものです。今回、いただいたご意見を精査し検討していきます。</p>

3	持ち去り行為の禁止	<p>私達も過去数えられない程、不審者などにより皆んなの力で整理した、たくさんの資源ごみを持ち去られました。(3)罰則については、もちろん警察と連携が必要ですが、現行犯としての証拠など早急な対応がいると思いますが、どのような方法で(具体的)通報するのか。罰則だけで終わらないようにして下さい。資源ごみ持ち去り条例については賛成、施行するからには、市民に徹底すること。当自治会の指定のごみステーションに会員の規則の守られていない方の(かん・びん・ペットボトルなど)一袋に全部入っている中より役員が分別整理している。これは持ち去りにはあたりませんですね。ご意見を！下さい。尚、当自治会ではごみの分別説明や注意は毎月のように理事会(50名)ではしています。</p>	<p>資源ごみの持ち去り行為に対して、警察と連携しパトロール等の強化に努めますが、万一、資源ごみの持ち去り行為に遭遇した場合は、トラブルを避けるため直接注意は行わず、車両ナンバー・車種・人数等を記録し本市にご連絡していただくようお願いいたします。また、市民への周知につきましては、出前講座、研修会及び広報あかし、市ホームページなどを活用するなど啓発に努めます。なお、資源ごみを持ち去る行為の禁止は、市又は市長が指定する者以外の者が、市が指定するごみステーションより、資源ごみを持ち去る行為を禁止するために条例の制定を行うものです。</p>
4	持ち去り行為の禁止	<p>住民の方々がルールを守って出している資源ゴミなどを最後まで市が責任を持って回収、リサイクルをしてほしいと思います。他の市が罰則などを実施しているなら明石市も同じように科してもいいと思います。又、持ち去る人を見つけても、住民だけでは、今の時代危険だと思うので警察の方などにも協力してもらった方が良くと思います。</p>	<p>市内の家庭から出されたごみについては、本市が再資源化及び適正処理を行う責務があると考えております。また、地域住民が、持ち去り行為を発見した場合、トラブルを避けるため直接注意は行わず、車両ナンバー・車種、人数等を記録し本市に連絡していただくよう啓発に努めます。また、近年、法人等が営利目的で組織的に行っているケースもあり、パトロール、指導等の行政単独の対応では限界があることから、警察と連携しパトロール等の強化に努めます。</p>
5	持ち去り行為の禁止	<p>他の市には条例があります。ここ明石市にもぜひ条例をつくってほしいです。</p>	<p>資源ごみの持ち去り行為は、市民の皆さんの分別意識の低下や、ごみの減量、リサイクルの推進にも影響を及ぼすうえ、市の歳入の減少にも繋がることから、資源ごみの持ち去り行為の禁止に関する条例の制定に向けて取り組んでいきます。</p>

6	持ち去り行為の禁止	持ち去り行為の禁止条例は必要だと思います。粗大ごみの持ち去りはあまりないように思っていたのですが、資源ごみに関してはごみ置き場をあらしている人がいるので困っていましたし、不審者がごみステーションに入ってくることの抑制にもなると思います。	資源ごみの持ち去り行為は、市民の皆さんの分別意識の低下や、ごみの減量、リサイクルの推進にも影響を及ぼすうえ、市の歳入の減少にも繋がることから、条例化に向けて取り組んでいきます。
7	持ち去りを禁止する対象	”資源ごみ持ち去り禁止条例”の成立・施行が明石市の適正な資源循環の推進に大きく寄与するものと考えます。本条例の制定（成立）を強く望むものです。また、施行の上においては、対象物の拡充などの検討も今後必要かと考える次第です。以上	資源ごみの持ち去り行為は、市民の皆さんの分別意識の低下や、ごみの減量、リサイクルの推進にも影響を及ぼすうえ、市の歳入の減少にも繋がることから、資源ごみの持ち去り行為の禁止に関する条例の制定に向けて取り組んでいきます。 また、規制の対象物につきましては、資源ごみ(再生資源)と位置づけていることから粗大ごみにつきましても家庭用電気製品、家具、敷物類等の資源ごみについて対象とし、今後、市内における資源ごみの持ち去り状況に応じて対象物を拡充するよう検討します。
8	持ち去りを禁止する対象	資源ゴミだけでなく、粗大ゴミも持ち去られていることをお知らせしたくメール致します。2017/6/16にダイニングテーブル1点を粗大ゴミ処理券¥600を貼って指定場所に出していたところ、明石市役所を名乗る男性から電話があり、ダイニングテーブルが指定回収場所にありませんと告げられました。明石市指定の業者が来る前に盗まれたと思い、いち早く粗大ゴミ受付センターに電話しましたが、持ち去り行為に問題視する気配なく、当然のごとく、何の対応もありませんでした。防犯カメラ等を確認すれば、持ち去った業者/人物を特定できると思います。資源ごみ粗大ゴミの持ち去り行為は、盗難と同じだと考えます。防犯カメラを有効に使い犯人を特定して欲しいと思います。	規制の対象は、資源ごみ(再生資源)と位置づけていることから粗大ごみにつきましても家庭用電気製品、家具、敷物類等の資源ごみについて対象とし、今後、市内における資源ごみの持ち去り状況に応じて対象を拡充するよう検討して行きます。 また、本市では、資源ごみの持ち去り行為に対して、関係機関と連携を図りながら市内全域のパトロール等を強化して行きます。

9	罰則	<p>家で不要になったものを、リサイクルできたり、少しでも市の収入となる様、手間をかけて資源ごみとして出しています。</p> <p>市の職員の方や指定業者以外の不審者がごみステーションを漁り持ち帰られるのは不快で、注意しようとしても逆切れされたりしかねないので怖さを感じます。ぜひ早急に持ち去り禁止条例を制定してほしいです。そしてステーションにも大きく掲示し不審者に対して厳しく対応してほしいと思います。</p>	<p>万一、資源ごみの持ち去り行為に遭遇した場合は、トラブルを避けるため直接注意は行わず、車両ナンバー・車種・人数等を記録し本市にご連絡していただくようお願いいたします。また、ご指摘のとおり、ごみステーションにも資源ごみの持ち去り行為の禁止に関する掲示を行うとともに、市の命令等にも従わず資源ごみの持ち去り行為を繰り返す者に対して、罰則を科すこととするものです。</p>
---	----	--	---